

# 医薬品業務手順書

診療所名：\_\_\_\_\_

## 第1 医薬品の採用・購入

(1) 医薬品の採用にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、下記を踏まえて決定する。

- ①一成分一品目を原則とし、採用医薬品は最低限の数とする。
- ②同種同効薬と比較検討を行う。
- ③類似した名称や外観を持つ薬の採用は、極力回避する。類似薬を採用しなければならない場合は、特に注意を喚起する。
- ④充填ミスを防止するため、原則として小包装薬を採用する。
  - (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を記入する。
  - (3) 購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
  - (4) 「規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬）」及び、「特定生物由来製品（人の血液や組織に由来する原料を用いたもの）」は特に注意し、購入記録の保管を行う。麻薬、覚せい剤原料は、譲渡証の記載事項及び押印を確認し、2年間保管する。特定生物由来製品は20年間保管する。

## 第2 医薬品の管理方法

- (1) 医薬品の在庫管理、取り間違い防止のため、下記を実施する。
  - ①医薬品棚は、在庫点検や取り間違い防止に配慮して適切に配置する。
  - ②同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似薬は、注意を表記する。
    - (2) 医薬品の補充や充填時の取り間違いを防ぐため、読み上げて確認する。
    - (3) 「規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬）」は、金庫等に保管して常時施錠するなど、盗難・紛失防止措置をとり、法令を遵守した使用記録の作成・保管をおこなう。
    - (4) 「製品特定生物由来製品（人の血液や組織に由来する原料を用いたもの）」は、カルテ番号、患者氏名、使用日、医薬品名（規格、血液型を含む）、使用製造番号、使用量など、使用記録を作成し、20年間保存する。
    - (5) 処置薬の取扱いは、次の点を遵守する。
      - ①調整（希釈）日、開封後期限、調整期限、開封日を記載する。
      - ②開封後の変質、汚染などに留意し、定期的に変換し、継ぎ足しをしない。
      - ③充填間違いを防止するため、色わけなどに留意する。

## 第3 投薬指示・調剤

- (1) 薬剤服用歴の確認
  - ・投薬にあたって、薬剤服用歴（既往、副作用、アレルギー）を確認する。
- (2) 診療録・処方せんを正確に記載
  - ①診療録・処方せんには、必要事項（医薬品名、剤形、規格単位、分量、用法、用量等）を正確に記載する。
  - ②投薬誤りを防止するため、規格単位と記載方法は統一する。
- (3) 調剤方法
  - ①調剤用設備・機器の保守点検を日常的に行い、使用にあたり、計量機のゼロ点調整、水平確認等を行う。

- ②外観類似、名称類似、複数規格品に留意する。
- ③要注意薬については、特に留意する。
- ④調剤後に、診療録または処方せんと調剤薬との照合を行う。

#### (4) 処方や調剤薬の鑑査方法

- ①診療録・処方せんの記載内容を確認し、処方内容と誤りがないことを確認し、患者情報・薬歴に基づき、重複投与、投与禁忌、相互作用、アレルギー、副作用等に留意する。
- ②診療録・処方せんの記載内容が判読しづらい場合は、無理に判読せず、処方医に照会する。

### 第4 患者への与薬や服薬指導

- ①下記の患者情報を把握した上で与薬する。
  - ・患者の既往歴、妊娠・授乳、副作用歴、アレルギー歴
  - ・小児、高齢者の年齢、体重
  - ・他科受診、他剤併用
  - ・嗜好（たばこ、アルコールなど）
- ②患者情報は、与薬に係る全ての部門で把握できるようにする。
- ③検査・処置における医薬品使用についても、緊急時以外は口頭指示をさける。口頭指示を行わざるを得なかった場合も、記録を残す。
- ④与薬にあたっては、下記を励行する。
  - ・患者氏名、生年月日を確認する。
  - ・患者の症状（前回投与と同じか等）を確認し、投薬内容に誤りがないか点検する。
  - ・薬剤の実物と薬剤情報提供文書を患者に示しながら説明する。
- ⑤在宅患者への投与にあたっては、薬剤管理が困難な場合が多いことに考慮して、剤形、用法、調剤方法、服薬管理に工夫する。
- ⑥抗がん剤の投与については、レジメン（投与薬剤、投与量、投与日時などの指示がまとめられた計画書）に基づいて調剤、投与する。
- ⑦要注意薬については、患者の薬歴管理を行う。

### 第5 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い（収集、提供）

- (1) 患者情報の収集と処方医への情報提供を行う。
  - (2) 経過観察が必要な薬剤の投与にあたっては、投与後の経過観察を行う。
  - (3) 緊急時については、下記に沿って実施する。
- ①副作用初期症状の確認
  - ②服用薬剤及び医薬品との関連の確認
  - ③特定薬剤の血中濃度モニタリング実施

### 第6 他施設との連携

緊急時のため、連携施設を確保する。